

平成26年度

中山間地域等直接支払制度実施状況

# 中山間地域等直接支払制度について

## ★中山間地域等直接支払制度とは

中山間地域等では農業の生産条件が不利なことに加え、担い手の減少や高齢化の進行により、耕作放棄地の増加など地域が持つ多面的機能の低下が心配されています。

このため、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するという観点から、平成12年度より「中山間地域等直接支払制度」が導入されました。

この制度は、生産条件が不利な地域の生産コストを交付金で補うことで耕作放棄地の発生を防ぎ、農業の持つ多面的機能を維持することを目的としています。

特定農山村法などの地域振興立法8法地域の傾斜農用地等を対象に、農家の方々が農地の管理方法等を定めた集落協定等を結ぶことを要件にしています。

なお、平成22年度からは、高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に一部見直され、第3期対策が実施されました。

## ★中山間地域等直接支払制度の概要

### 1 対象地域および対象農用地

対象農用地は（1）の地域振興立法等の指定地域のうち、（2）の要件に該当する農振農用地区域内に存する合計概ね1ha以上の一団の農用地（飛び地も共同取組活動が行われれば対象）

（1）対象地域（自然的・経済的・社会的条件の悪い地域）

- ア 特定農山村法による特定農山村地域
- イ 山村振興法による振興山村地域
- ウ 過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域
- エ 半島振興法による半島振興対策実施地域
- オ 離島振興法による離島振興対策実施地域
- カ 奄美群島振興開発特別措置法による奄美群島
- キ 県知事が指定する特認地域 等

（2）対象農用地（農業生産条件の悪い農用地）

- ア 急傾斜農用地（勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上）
- イ 自然条件により小区画・不整形な田
- ウ 市町村長が必要と認めた農用地
  - ◎ 緩傾斜農用地  
(勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満)
  - ◎ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地  
高齢化率(40%以上)かつ  
耕作放棄率((8%×田面積+15%×畑面積) / (田面積+畑面積))以上
- エ 県知事が定める基準に該当する農用地(地域の実態に応じ設定)

### 2 対象行為

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等

取組1：耕作放棄発生防止などの基礎的な活動

取組2：共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」(集团的サポート型)や担い手の育成など、より前向きな取組(ステップアップ型)

### 3 対象者

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、生産組織等を含む）

### 4 交付単価

地 目	10a 当たり 単価			
	体制整備単価（通常単価）		基礎単価（8割単価）	
	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜
田	21,000円	8,000円	16,800円	6,400円
畑	11,500円	3,500円	9,200円	2,800円
草地	10,500円	3,000円	8,400円	2,400円
採草放牧地	1,000円	300円	800円	240円

◇上記対象行為の取組1のみを実施の場合は基礎単価を交付。取組2も実施する場合は体制整備単価を交付。

◇特に積極的な活動に対して加算⇒500～4,500円/10a

## ★平成26年度実施状況の留意事項

平成26年度の実施状況は、国の実施状況調査後に土地収用による協定農用地の除外が生じたため、協定面積及び交付金額は国の公表と一致しない。

# 1 協定の概要

## (1) 形態別内訳

( )内は25年度実績

単位:件, ha, 人

区分	集落協定	個別協定	計
協定数	766 (766)	2 (2)	768 (768)
協定面積	7,752 (7,735)	4 (4)	7,755 (7,739)
協定参加者数	20,167 (20,286)	2 (2)	20,169 (20,288)

注) 四捨五入の関係で計は一致しないものもある。

## (2) 協定参加者

### ① 集落協定参加者の構成

単位:人, 組織, 組合

農業者	法人	生産組織	水利組合	その他	計
19,598	39	20	70	440	20,167

### ② 個別協定の経営形態

単位 : 人, 組合

認定農業者等	農業協同組合	計
2	0	2

※個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間における利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定

## (3) 1協定及び協定参加者1人当たり協定面積・交付金額(平均値)

単位 :ha, 千円

区分	集落協定			個別協定	
	全体	1協定当たり	1人当たり	全体	1人当たり
協定面積	7,752	10.1	0.4	4	2.0
交付金額	825,944	1,078	41	399	200

## 2 協定農用地の基準別面積及び交付金額

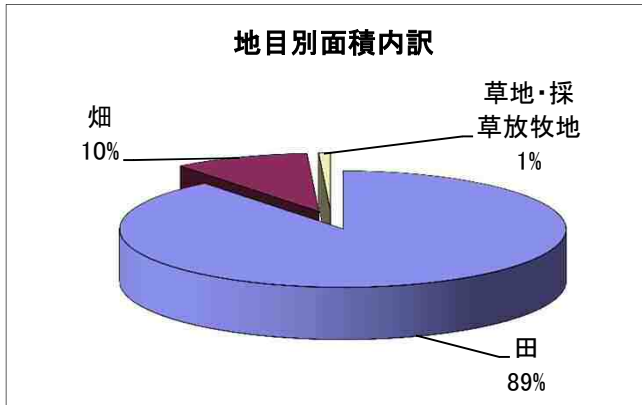
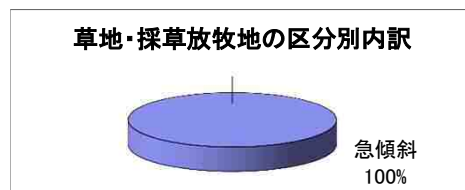
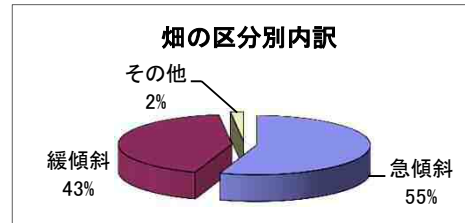
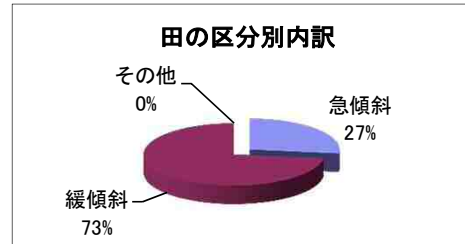
### (1) 協定面積

単位：ha

区分	田	畑	草地・採草放牧地	計
急傾斜	1,873	420	65	2,359
緩傾斜	5,052	327		5,379
その他	4	14		18
計	6,929	761	65	7,755

注) その他: 知事が指定する特認地域

注) 四捨五入の関係で計は一致しないものもある。

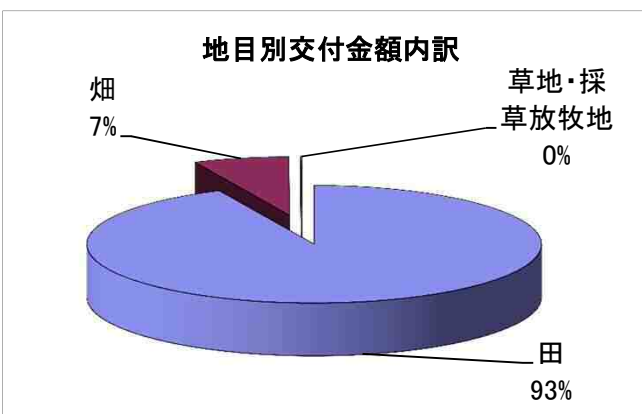
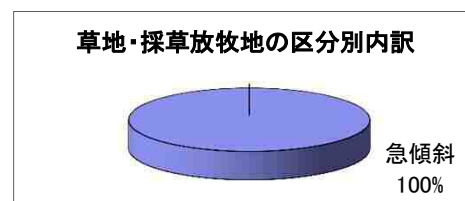
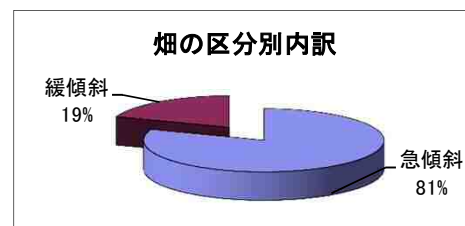
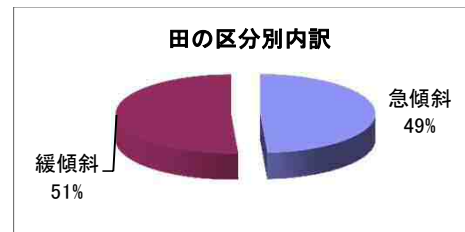


### (2) 交付金額

単位：千円

区分	田	畑	草地・採草放牧地	計
急傾斜	377,161	45,062	652	422,875
緩傾斜	392,564	10,905	0	403,468
計	769,724	55,967	652	826,343

注) 四捨五入の関係で計は一致しないものもある。



### 3 交付金の使用方法

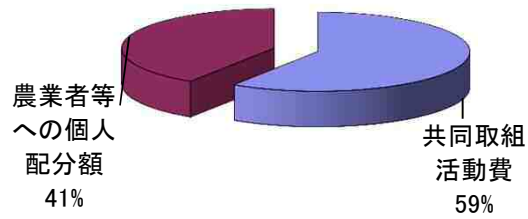
#### (1) 共同取組活動費と農業者等への個人配分額

単位：千円

	共同取組活動費	農業者等への個人配分額	計
集落協定	489,162	336,782	825,944
個別協定		399	399
計	489,162	337,182	826,343
割合	59%	41%	

注) 四捨五入の関係で計は一致しないものもある。

集落協定の交付金の配分



#### (2) 集落協定における共同取組活動費の使途(前年からの繰越を含む)

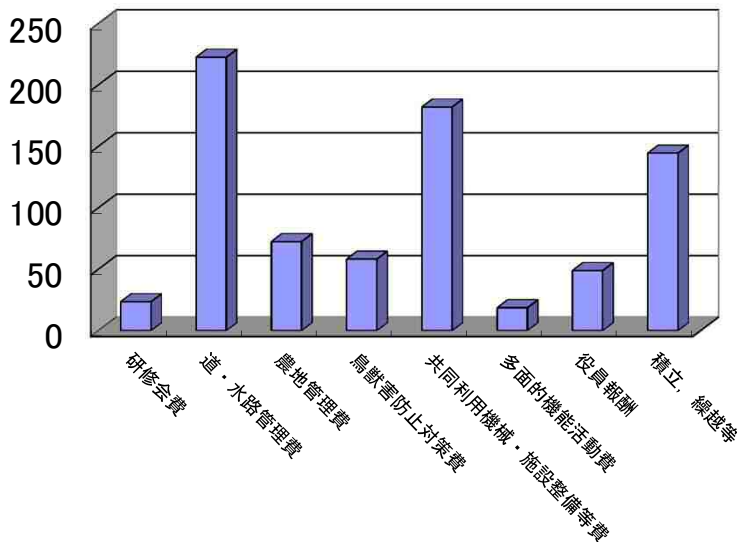
単位:百万円

	研修会費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣害防止対策費	共同利用機械・施設整備等費	多面的機能活動費	役員報酬	積立、繰越等	合計
金額	24	222	72	58	182	19	49	144	771
割合	3%	29%	9%	8%	24%	2%	6%	19%	100%

※ 前年度からの積立・繰越金額を含んだ金額である。

注) 四捨五入の関係で計は一致しないものもある。

百万円 共同取組活動費の使途(計画)

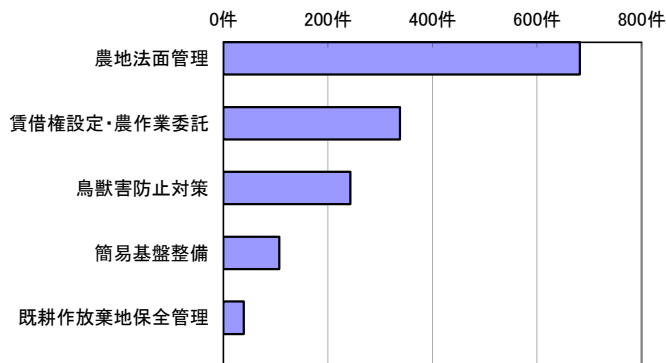


#### 4 集落協定の活動内容

※集落協定総数 766件のうち当該活動項目に取り組んでいる協定件数で重複あり

##### (1) 耕作放棄の防止等の活動(上位5項目)

項目	協定件数	取り組みの割合
農地法面管理	682	89%
賃借権設定・農作業委託	338	44%
鳥獣害防止対策	243	32%
簡易基盤整備	107	14%
既耕作放棄地保全管理	39	5%



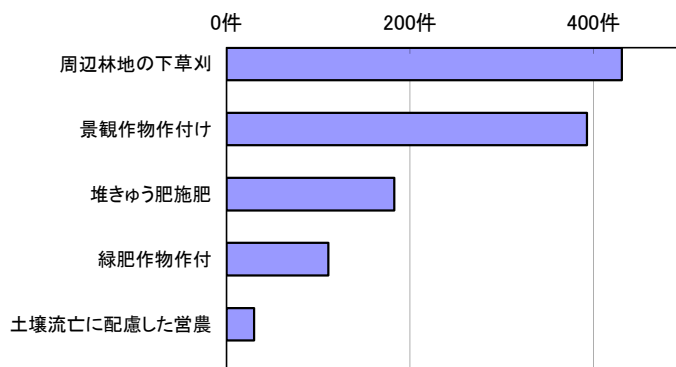
##### (2) 水路・農道等の管理活動

項目	協定件数	取り組みの割合
農道管理	766	100%
水路管理	745	97%
その他	25	3%



##### (3) 多面的機能を増進する活動(上位5項目)

項目	協定件数	取り組みの割合
周辺林地の下草刈	431	56%
景観作物作付け	393	51%
堆きゆう肥施肥	183	24%
緑肥作物作付	111	14%
土壌流亡に配慮した営農	30	4%



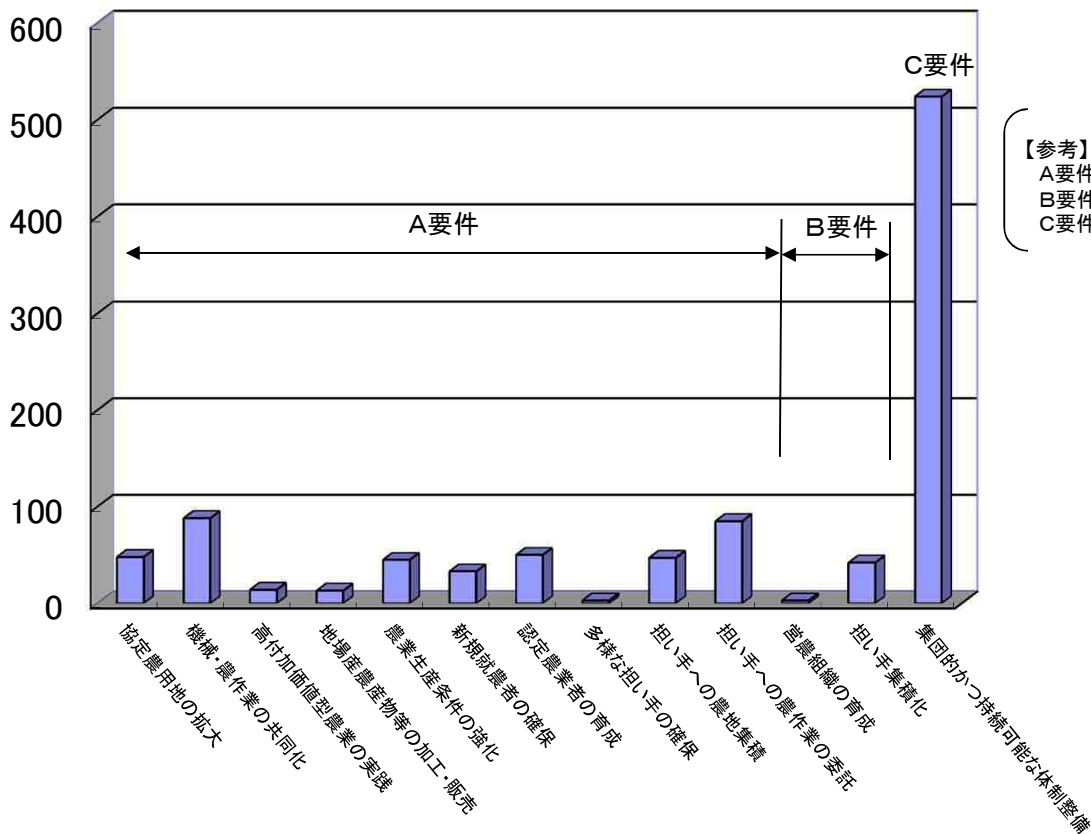
## 5 集落協定の通常単価による取組状況

※通常単価による取組を行う561協定は当該活動項目に取り組むことを協定に位置づけている。

		通常単価実施協定数	561協定
要件及び活動項目		協定数	取り組みの割合
A要件	協定農用地の拡大	48	9%
	機械・農作業の共同化	88	16%
	高付加価値型農業の実践	14	2%
	地場産農産物等の加工・販売	13	2%
	農業生産条件の強化	45	8%
	新規就農者の確保	33	6%
	認定農業者の育成	50	9%
	多様な担い手の確保	3	1%
	担い手への農地集積	47	8%
	担い手への農作業の委託	85	15%
B要件	営農組織の育成	3	1%
	担い手集積化	42	7%
C要件	集团的かつ持続可能な体制整備	524	93%

(協定数)

通常単価による活動項目別の協定数



# 1 平成26年度中山間地域等直接支払交付金実績(市町村別)

地域振興局・支庁	市町村名	協定数(件)		協定締結面積 (㎡)		交付総額(円)	交付金補助額(円)(国+県)
			うち通常単価協定数		うち通常単価面積		
鹿児島	鹿児島市	28	1	1,378,583	34,006	12,140,801	8,943,372
	日置市	98	91	7,341,950	6,930,339	77,291,877	57,968,875
	いちき串木野市	20	14	1,472,542	1,231,037	17,071,259	12,803,436
南薩	枕崎市	3	3	167,698	167,698	1,353,550	1,015,161
	指宿市	8	7	565,345	531,712	6,549,945	4,912,455
	南さつま市	38	10	2,153,606	596,473	16,677,188	12,507,867
	南九州市	16	1	1,355,669	6,630	20,383,039	15,287,268
北薩	阿久根市	18	7	1,181,745	741,055	9,831,393	7,373,533
	出水市 ※注	29	19	3,194,650	2,625,585	31,587,699	21,991,063
	薩摩川内市	51	19	8,585,346	5,664,956	84,361,583	63,271,151
	さつま町	113	106	14,397,220	13,615,191	143,616,424	107,712,273
	長島町	36	32	4,075,157	3,720,526	50,043,025	37,532,238
姶良・伊佐	霧島市	79	77	5,435,165	5,319,136	62,213,580	45,731,889
	伊佐市	61	34	10,951,642	8,018,006	104,151,989	78,113,967
	姶良市	11	11	2,188,683	2,190,826	29,780,167	22,335,119
	湧水町	55	55	3,910,244	3,910,244	36,432,227	27,324,163
大隅	鹿屋市	19	19	1,121,971	1,121,971	18,018,828	13,514,110
	垂水市	12	10	1,940,286	1,886,525	16,547,307	12,410,473
	曾於市	9	9	687,392	687,392	11,265,897	8,449,415
	大崎町	2	2	66,939	66,939	1,405,719	1,054,288
	錦江町	21	8	1,671,929	951,882	26,219,593	19,664,685
	南大隅町	27	25	3,044,352	2,574,202	38,922,656	29,191,970
	肝付町	6	4	464,613	387,485	7,223,980	5,417,979
熊毛	中種子町	9		201,521	0	3,253,704	2,440,275
県合計		768	563	77,554,248	62,979,816	826,343,430	616,967,025
	集落協定	766	561	77,515,104	62,940,672	825,943,968	616,667,429
	個別協定	2	2	39,144	39,144	399,462	299,596

注: 出水市において、国の実施状況調査後に土地収用による協定農用地の除外が生じたため、協定締結面積及び交付総額は国の公表と一致しない。

注: 市町村をまたがる協定(南さつま市と南九州市)があり、県計が実際の協定数である。



## 2 集落協定の実施状況

### (1) 協定参加者及び交付金額(市町村別)

(単位:人,千円)

市町村名	集落協定数	交付単価区分		協定参加者総計	協定参加者内訳													交付金額	交付金内訳		
		通常単価	基礎単価		農業者	法人			農業生産組織				土地改良区	水利組合	非農業者	その他	共同取組活動充当額		共同取組活動充当割合	個人配分額	
						うち交付農用地を持たない農業者	農業生産法人	特定農業法人	その他法人	機械・施設共同利用組織	農作業委託組織	栽培協定									その他の組織
鹿児島市	28	1	27	736	668	5			1							67		12,140,801	6,709,507	55%	5,431,294
日置市	98	91	7	2,631	2,580											50	1	77,291,877	53,359,986	69%	23,931,891
いちき串木野市	20	14	6	485	457					1						11	16	17,071,259	12,770,820	75%	4,300,439
枕崎市	2	2		14	14													1,069,960	627,060	59%	442,900
指宿市	8	7	1	293	291	1						1				1		6,549,945	3,274,780	50%	3,275,165
南さつま市	38	10	28	582	577											5		16,677,188	8,699,135	52%	7,978,053
南九州市	16	1	15	600	600	6												20,383,039	13,266,219	65%	7,116,820
阿久根市	18	7	11	435	408										6	20	1	9,831,393	9,713,945	99%	117,448
出水市 ※注	29	19	10	273	273													31,587,699	17,134,711	54%	14,452,988
薩摩川内市	51	19	32	1,533	1,517		10	5					1					84,361,583	45,754,793	54%	38,606,790
さつま町	113	106	7	3,113	3,105	2	1		3		1		1			2		143,616,424	90,349,950	63%	53,266,474
長島町	36	32	4	1,303	1,303													50,043,025	25,281,321	51%	24,761,704
霧島市	79	77	2	1,543	1,535		2				1				2	2	1	62,213,580	38,153,590	61%	24,059,990
伊佐市	61	34	27	1,584	1,376		6	2		6					13	174	7	104,151,989	53,511,942	51%	50,640,047
始良市	11	11		510	463	1	1				2		1	1	6	8	28	29,780,167	14,727,604	49%	15,052,563
湧水町	54	54		1,092	1,079		6						1		1	5		36,316,355	23,938,610	66%	12,377,745
鹿屋市	19	19		390	385	17									4	1		18,018,828	9,089,151	50%	8,929,677
垂水市	12	10	2	671	671													16,547,307	8,256,489	50%	8,290,818
曾於市	9	9		212	208										4			11,265,897	10,976,607	97%	289,290
大崎町	2	2		31	29										2			1,405,719	1,351,897	96%	53,822
錦江町	21	8	13	545	510	10	2				1				32			26,219,593	15,286,812	58%	10,932,781
南大隅町	27	25	2	1,355	1,313					1	3					38		38,922,656	21,550,169	55%	17,372,487
肝付町	6	4	2	169	169	13												7,223,980	3,346,980	46%	3,877,000
中種子町	9		9	69	69													3,253,704	2,029,804	62%	1,223,900
県合計	766	561	205	20,167	19,598	55	28	7	4	7	9		4	2	70	384	54	825,943,968	489,161,882	59%	336,782,086

注:出水市において、国の実施状況調査後に土地収用による協定農用地の除外が生じたため、交付金額は国の公表と一致しない。

注:市町村をまたがる重複協定があるため、県合計が一致しないものがある。

集落協定の実施状況

(2) 協定締結面積(市町村別)

(単位:ha)

市町村名	協定締結面積 総計	地 目 ・ 交 付 基 準 別 面 積																	
		田面積計	急傾斜	緩傾斜	高齢化率・ 耕作放棄率	小区画不 整形	特認基準	畑面積計	急傾斜	緩傾斜	高齢化率・ 耕作放棄率	特認基準	田畑混在 地・交付対 象外	草地面積 計	急傾斜	緩傾斜	採草放牧 地面積計	急傾斜	緩傾斜
鹿児島市	138	138	31	107															
日置市	734	714	154	560			21		21										
いちき串木野市	147	129	50	80			18	9	1			9							
枕崎市	14						14	7	7										
指宿市	57	38	23	15			19		19										
南さつま市	215	117	17	100			99	57	41										
南九州市	136	105	105				31	30	1										
阿久根市	118	77	10	67			41	22	20										
出水市 ※注	319	51	39	12			203	202	1								65	65	
薩摩川内市	859	847	165	682			12	4	8										
さつま町	1,440	1,426	232	1,194			13	2	12										
長島町	408	265	156	105		4	143	59	80		4								
霧島市	544	515	151	364			28	6	22										
伊佐市	1,095	1,090	174	916			5	4				2							
始良市	219	219	87	132															
湧水町	390	390	40	350															
鹿屋市	112	112	70	43															
垂水市	194	159	16	143			35	8	27										
曾於市	69	69	44	24															
大崎町	7	7	7																
錦江町	167	167	117	50															
南大隅町	304	240	138	102			64	4	61										
肝付町	46	34	30	4			12	5	7										
中種子町	20	20	19	1			0		0										
県合計	7,752	6,928	1,873	5,051		4	758	418	327		4	10					65	65	

注:出水市において、国の実施状況調査後に土地収用による協定農用地の除外が生じたため、協定締結面積は国の公表と一致しない。



# 集落協定の実施状況

## (4) 通常単価及び加算措置による取組の状況(市町村別)

市町村名	通常単価による取組協定数	通常単価関係事項											加算措置関係事項								
		A 要件での取組協定数										B要件での取組協定数		C要件での取組協定数			加算区分別の取組協定数				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	①	②	①	規模拡大加算	土地利用調整加算	小規模・高齢化集落支援加算	法人設立数		集落連携加算	
		協定農用地の拡大	機械・農作業の共同化	高付加価値型農業の実践	地場産農産物等の加工・販売	農業生産条件の強化	新規就農者の確保	認定農業者の育成	多様な担い手の確保	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託	集落を基礎とした営農組織の育成	担い手集積化	集団的かつ持続可能な体制整備				特定農業法人	農業生産法人		
鹿児島市	1								1	1											
日置市	91					5					6		2		85	2					
いちき串木野市	14	3	2	1	1	2		1		1	8				10						
枕崎市	2														2						
指宿市	7		1					1	2						7						
南さつま市	10														10						
南九州市	1														1						
阿久根市	7							1	1						6						
出水市	19	5	5	3	5	7	8	6		1	2	1			5						
薩摩川内市	19	4	1			2	2	2		7					19		2				
さつま町	106		3	1		1	1	2							103	2	3		1		
長島町	32	5	4	6	3		6	16		16	14				32						
霧島市	77	4	3		1		1	1				1			77						
伊佐市	34	13	4			14	5	2		3	4	1			32			1			
始良市	11	3	4	1	1	4		1		1	2				10	1	1				
湧水町	54	7	54							1	13	32			49						
鹿屋市	19														19						
垂水市	10		1			1	5	10	2		10				10						
曾於市	9								1						9						
大崎町	2														2						
錦江町	8	2	1	1		5		1			2	3			7						
南大隅町	25	2	5	1	2	4	3	4			2	3			25						
肝付町	4														4						
中種子町																					
県合計	561	48	88	14	13	45	33	50	3	47	85	3	42	524	2	6	4	1			

注1:当該活動項目について、集落として取り組むことを位置付けている協定数である。

注2:複数の項目を活動内容として位置付けている協定もあり、各項目の協定件数の計と通常単価及び加算措置による取組協定数とは一致しない。

